

調査レポート

沖縄県内の母子世帯および若年妊産婦の貧困の現状 ～ひとりで多数の困難を抱える構造～ 今できる改善策と予防的視点の両輪で貧困の連鎖を防ぐ～

《要旨》

- ・ 沖縄県では貧困に関する様々な指標が全国と比較して高い水準にある。とりわけ20歳未満で妊娠・出産を経験する「若年妊産婦」や「母子世帯」の割合が高いことが特徴的であり、本レポートではこの二つの層に焦点を当てる。
- ・ 当県の貧困問題を考えるうえでまず押さえるべき点として、(1) 経済構造と雇用環境の特徴、(2) 地理的・歴史的要因と社会保障整備の遅れ、(3) 高いひとり親世帯の割合と家族構造の変化について確認した。なかでも第二次世界大戦で地上戦となり、戦後長期間米軍統治下におかれた特殊な歴史的要因は、今日に至るまで様々な課題となって影響を及ぼしている。
- ・ 各種データから、当県の人口・家族形成に関する特徴が母子世帯の多さとして現れ、同世帯を中心に所得水準が低く、不安定就労や特定の産業に偏った就業構造の影響を受けていることが明らかとなった。加えて、住居費、交通手段、育児サービスの費用が家計に対しより大きな負担を与えるなど、様々な要因が相互に作用し、貧困リスクを一層高める状況が確認された。
- ・ ヒアリングにより、貧困を形成する視点として「当事者の生育環境を背景とした世代間での連鎖」と「子育てと就労、生活基盤の安定を求められる構造」の2つの経路から整理した。また、支援につなげられない層の課題と支援者側の負担をまとめた。
- ・ 貧困解決に向けた現行の主要施策として、当県のひとり親家庭を対象とする支援事業を紹介する。就労、生活、所得、家族関係といった生活全般が幅広くカバーされているが、支援制度が十分に知られていないことや、現状の経済支援の支給水準では貧困からの脱却が困難であること、「制度の隙間」の存在や若年妊産婦に特化した対策の不足が課題として挙げられた。
- ・ 貧困の解決に向けた具体策として、(1) 児童扶養手当と連動しない制度設計、(2) 住居支援の強化、(3) 支援につなげるための取組み、(4) 「自己肯定感の欠如」状態への支援、(5) 子どもの自己肯定感と社会的接点を育む取組みを挙げた。
- ・ ひとり親世帯の貧困は、当然その子どもにも影響し、さらに十分な貯蓄ができないまま年齢を重ねると、高齢者の貧困に行き着く。貧困は見えにくい形で特定の層に固定化し、長期にわたり継続、連鎖している問題である。その解決は、関連する多くの課題の解消につながると思料する。

目次

1.	はじめに.....	1
2.	沖縄県における貧困の実態と構造的背景.....	1
	(1) 経済構造と雇用環境の特徴.....	1
	(2) 地理的・歴史的要因と社会保障整備の遅れ.....	2
	(3) 高いひとり親世帯の割合と家族構造の変化.....	3
3.	母子世帯及び若年妊産婦の貧困の状況と要因.....	4
	(1) 若年層の出生率.....	4
	(2) ひとり親世帯の状況.....	6
	(3) 所得の環境.....	8
	(4) 若年女性の就業状況.....	12
	(5) 生活環境における課題.....	14
	(6) データからみた貧困の要因と課題.....	18
4.	支援団体の現場から見える課題.....	20
	(1) 貧困に陥る典型例.....	20
	(2) 支援につなげられない層の課題.....	22
	(3) 支援者側の負担.....	23
5.	貧困解決に向けた現行の主要施策.....	25
6.	母子世帯および若年妊産婦の貧困の解決に向けた検討.....	27
	(1) 児童扶養手当と連動しない受給要件への変更.....	27
	(2) 住居支援の強化.....	27
	(3) 支援につなげるための取組み.....	28
	(4) 「自己肯定感の欠如」状態への支援.....	28
	(5) 子どもの自己肯定感と社会的接点を育む取組み.....	29
7.	おわりに.....	30

1. はじめに

近年、貧困は重要な社会課題として認識されているが、その実態は地域によって異なる。なかでも沖縄県においては、こどもの貧困に関する様々な指標が全国的にみても高い水準にある。内閣府が調査した「こどもの貧困に関する指標（沖縄県の状況）」（図表1）が示すように、当県は1人当たりの県民所得が全国で最も低く、非正規雇用比率も高い。また、母子世帯出現率や10代女性の出生率は全国で最も高く、生活保護率や就学援助率なども上位に位置する。これらの統計は、当県が構造的に貧困の生じやすい状況に置かれていることを示している。

貧困は単なる収入の問題にとどまらず、教育機会の格差、進学率の低下、将来的な就労機会の制限など、世代を超えた貧困の連鎖を引き起こす可能性がある。とりわけ当県においては、20歳未満で妊娠・出産を経験する「若年妊産婦」や「母子世帯」の割合が高いことが特徴的であり、これらが経済的困難にどのように結びついているかを確認する必要がある。

そこで本レポートでは、当県における貧困の状況について、特に「母子世帯」と「若年妊産婦」という二つの層に焦点を当てる。はじめに貧困が発生する構造的な背景を確認した上で、二つの層の貧困の現状と課題をデータとヒアリングから整理する。最後に、貧困の連鎖を防ぐための具体的な策を検討する。

図表1 こどもの貧困に関する指標（沖縄県の状況）

指標	沖縄	全国	順位	出典
1人当たり県民所得（千円）	2,258	3,330	低い方から1位	2021年度（令和3年度）県民経済計算（内閣府）
非正規の職員・従業員率（%）	37.8	34.7	高い方から4位	令和4年就業構造基本調査（総務省統計局）
母子世帯出現率（%）	2.2	1.2	高い方から1位	社会生活統計指標—都道府県の指標—2023（総務省統計局）
10代女性の出生率（%）	0.43	0.17	高い方から1位	都道府県別にみた女性の年齢（5歳階級）別出生率および合計特殊出生率：2023年（国立社会保障・人口問題研究所）
生活保護率（%）	2.72	1.62	高い方から3位	非保護者調査（月次調査）（令和6年12月）（厚生労働省）
就学援助率（%）	23.6	13.7	高い方から2位	令和6年度就学援助実施状況等調査（文部科学省）
高校中退率（%）	1.7	1.4	高い方から5位	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（令和6年度）（文部科学省）

出所：内閣府「こどもの貧困に関する指標（沖縄県の状況）（令和7年12月）」

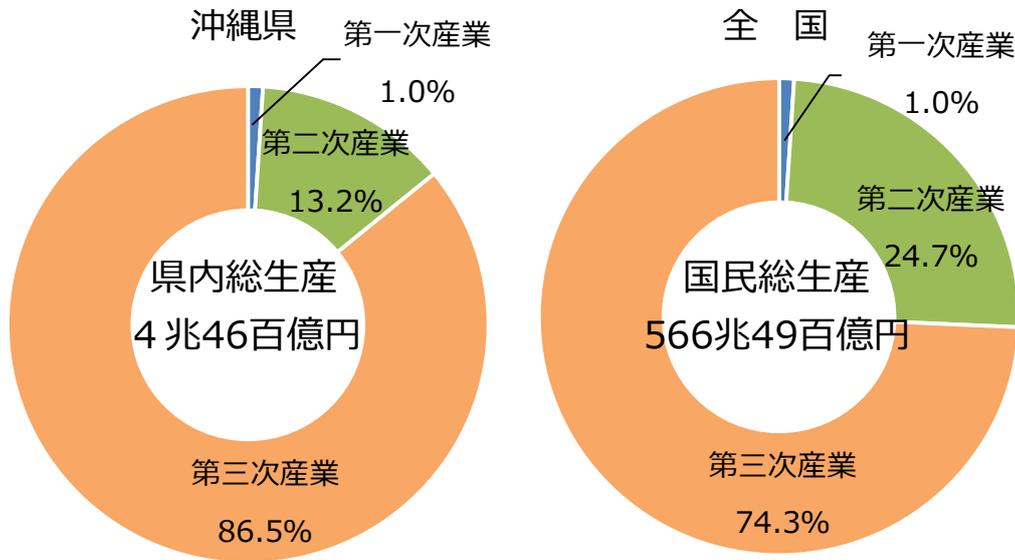
2. 沖縄県における貧困の実態と構造的背景

(1) 経済構造と雇用環境の特徴

沖縄県の貧困問題を考えるうえで、まず押さえるべき点として、特徴的な県内経済と雇用環境が挙げられる。当県では、県内総生産（名目）における第三次産業の割合は86.5%に達し、全国平均（74.3%）を大幅に上回る構造となっている（図表2）。一方で、製造業など付加価値の高い産業が少なく、賃金水準は全国的にみても低い水準にとどまっている。雇用面でも、就業者全体の約8割が第三次産業に集中しており、非正規の職員・従業員率が全国平均より高い傾向にある。

また、外資や本土資本の企業の立地が進んでいることで、県内で生み出された利益が県外へ流出し、地域内で十分に循環しない、いわゆる「ザル経済」も長年の課題である。このため、県内で一定の経済活動が行われていても、住民の所得向上や生活の安定につながりにくい状況が続いている。

図表2 産業別構成比の全国比較



出所：沖縄県「R4 年度(2022 年度)県民経済計算」、内閣府「R4 年度(2022 年度)国民経済計算」よりりゅうぎん総研作成

(2) 地理的・歴史的要因と社会保障整備の遅れ

貧困の問題については、地理的・歴史的要因も大きく影響しているといわれる。当県は、日本本土から地理的に離れた島嶼地域であり、生活や企業活動に必要な物資の多くを県外からの移入に依存している。そのため輸送費が価格に上乗せされ、物価水準が割高になりやすい。加えて、県内で生産した製品を県外市場で販売する際にもコストが発生し、価格競争力で不利になりやすいことや、市場規模が小さいことを背景に、製造業など大規模投資を伴う産業の立地が進みにくいといった影響もみられる。

また、第二次世界大戦で唯一地上戦となった沖縄では、住居、産業基盤、社会インフラの大半が破壊されたことで、多くの県民が生活手段を失った。そのための経済的損失はもとより、人々の生活様式や地域社会のつながりも深刻な影響を受けている。

さらに、本土では戦後早期に児童福祉法や生活保護法が整備され、困窮世帯や子どもへの支援体制が構築されていったのに対し、当県では戦後長期間米軍統治下におかれたことから、日本本土と同様の整備が実施されず、教育や福祉の基盤整備が十分に進まない状況が続いた¹。

1953 年に児童福祉法が本土より遅れて施行され、児童相談所も設置されたが、孤児や生活困窮家庭が多く、支援は追いついていなかった。1960 年代には青少年非行や長期欠席児童が多発するなど、子ども期に十分な支援を受けられない状況が顕在化していたという²。こうした社会保障整備の遅れは、子ども期の困難が解消されないまま成人期に持ち越され、結果として現在に至るまで貧困が世代を超えて連鎖する土壌が形成されたといえよう。

¹ 山内優子 [2017-10-31] 「戦後 27 年間の福祉の空白」『沖縄子どもの貧困白書』244 頁-250 頁)

² 沖縄教職員会 [1965-5] 「戦後 20 年・教育の空白—本土と沖縄の比較—」

(3) 高いひとり親世帯の割合と家族構造の変化

当県では、全国的にみてもひとり親世帯の割合が高い水準にある。戦後の生活基盤の不安定さや、親世代が抱えた戦争体験による心理的影響などを背景に、家庭内不和や離婚が増加し、1980年代以降、離婚率は全国と比較し高い水準が続いている。また、沖縄特有の事情として、米軍関係者との間に子をもうけた後、父親が本国へ帰還し、母子が支援を得られなくなるケースが多いとも言われてきた。ひとり親世帯は、育児のため就労時間や働き方に制約を受けやすく、経済的に厳しい状況に置かれやすい。

さらに近年では、核家族化の進行により、かつて地域や親族が担っていた育児や生活支援の機能が弱まり、困難に直面した際に頼れる支えが乏しくなっている。このことは、若年期に妊娠・出産を経験した女性や母子世帯にとって、貧困リスクを一層高める要因となっている。

以上のように、当県における貧困の背景には、経済構造や雇用環境、地理的・歴史的条件、社会保障整備の遅れ、そしてひとり親世帯の多さや家族構造の変化といった、複数の要因が重なり合っ存在している。こうした背景を踏まえ、次章では、各種データを用いて、これらの世帯がどのような経済状況や生活条件に置かれているのかを確認する。

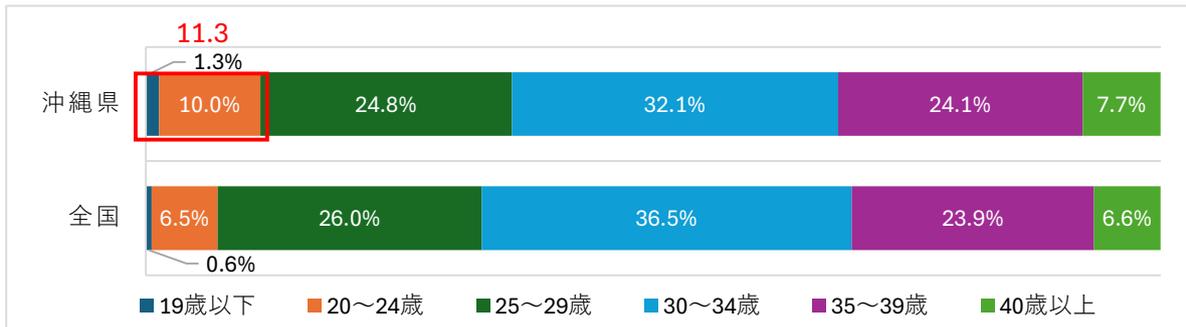
3. 母子世帯及び若年妊産婦の貧困の状況と要因

本章では、当県の母子世帯及び若年妊産婦の貧困の実態をデータより確認し、経済的・生活上の課題を整理する。

(1) 若年層の出生率

当県の母子世帯及び若年妊産婦の貧困問題を考えるうえで、まず注目すべき点は、全国と比べて若年層での出産が相対的に多いという点である。厚生労働省「人口動態統計」より、2023 年の出産者の年齢階級別の構成比をみると、当県では 19 歳以下と、20～24 歳の若年層の構成比が 11.3%となり、全国（7.1%）の 1.6 倍となっている（図表 3）。

図表3 出産者の年齢階級別構成比(2023 年)

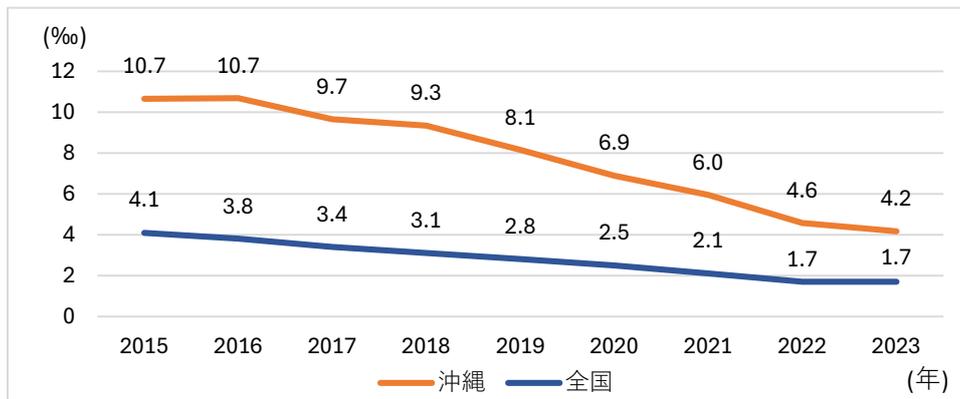


出所：厚生労働省「人口動態統計」よりりゅうぎん総研作成

次に、15～19 歳の年齢階級別出生率（年齢階級の女性人口千人に対する年間の出生数）の推移をみると、全国では2015年 4.1‰³から 2023年 1.7‰へと推移しており減少傾向である。沖縄も同様に 10.7‰から 4.2‰へと減少しているものの、一貫して全国を上回る水準で推移している（図表 4）。

実数でも、当県における 19 歳以下の出生数は、2015 年には 437 人から、2023 年には 165 人へと減少しているものの、年間 165 人が 10 代で出産したという事実は、決して無視できる規模ではなく、10 代の出産についての支援や対策が必要な状況である（図表 5）。

図表4 15～19 歳の年齢階級別出生率(人口千人あたり)



出所：厚生労働省「人口動態統計」、沖縄県「住民基本台帳年齢別人口」よりりゅうぎん総研作成

³ ‰は千分率（パーミル）を表す。

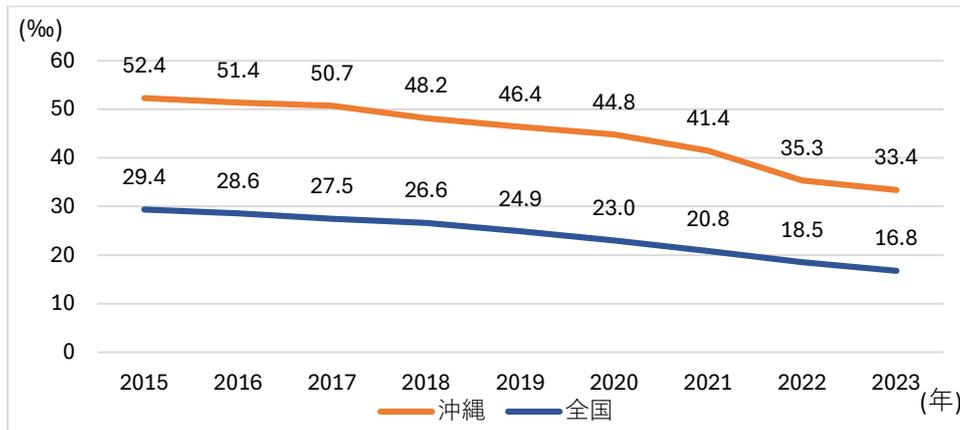
図表5 母の年齢階級別にみた年次別出生数(沖縄)(暦年)

時間軸 (暦年)	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
14歳以下 (人)	2	1	3	1	2	1	0	0	1
15～19歳 (人)	435	436	394	379	327	276	235	179	164

出所: 厚生労働省「人口動態統計」よりりゅうぎん総研作成

つづいて、20～24歳の年齢階級別出生率の推移をみると、全国では2015年の29.4‰から2023年16.8‰へと緩やかな低下が続いている(図表6)。当県でも同様の動きをしているが、一貫して全国平均を大きく上回っている。このように当県では若年層の出産が長期にわたり相対的に多い状況が続いていることが分かる。

図表6 20～24歳の年齢階級別出生率(暦年)



出所: 厚生労働省「人口動態統計」、沖縄県「住民基本台帳年齢別人口」よりりゅうぎん総研作成

10代や20代前半といった若年での出産は、当事者の学歴形成や就業、さらには世帯形成の時期や形態にまで長期的かつ多面的に大きな影響を及ぼす可能性が高い。とりわけ教育課程の修了や職業的なキャリア形成の途中にある段階で出産を経験することは、進学の中断や断念を余儀なくされるリスクが高い。また、そのために不安定な雇用形態への従事につながりやすいと考えられる。

また、こうした影響はジェンダーによって異なる形で表れやすい。特に女性においては、妊娠・出産というライフイベントの身体的影響が大きいほか、育児の主な担い手となることが多く、様々な選択において制約があると考えられる。その結果、経済的自立の困難さや生活基盤の不安定化につながりやすい。さらに、若年期における出生に伴う経済的、社会的基盤の不安定さは、親世代にとどまらず、子どもの教育環境や生活条件にも影響する。このことは、教育機会の制約などの貧困のリスクが世代を超えて引き継がれる「世代間連鎖」ともなり得る。

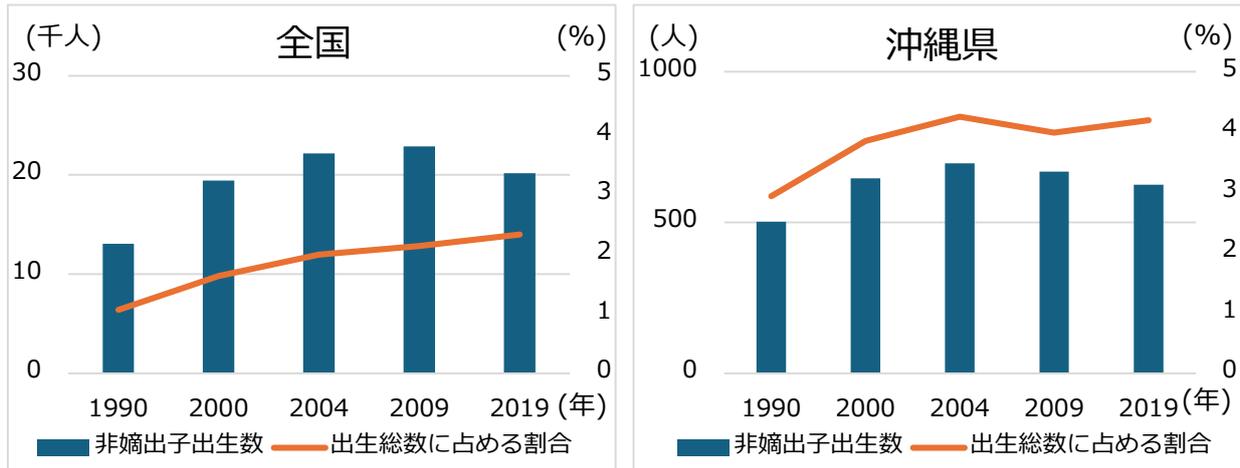
以上より、若年期における出生は、教育、就業、世代形成といったライフステージを通じて、生活の不安定化に密接に関連していると考えられる。

(2) ひとり親世帯の状況

① 非嫡出子⁴の状況

未婚で出産し、ひとり親になる母親の状況を確認するため、厚生労働省「人口動態統計特殊報告」より非嫡出子の出生数および出生総数に占める割合の推移を確認する（図表7）。当県と全国を比較すると、全国では2000年以降、非嫡出子の出生割合は概ね2%程度で推移しているが、当県では一貫して全国平均を上回る水準で非嫡出子の出生が発生していることがわかる。特に2000年以降は、非嫡出子の出生割合が概ね4%前後で推移しており、全国との間には恒常的な差が存在している。

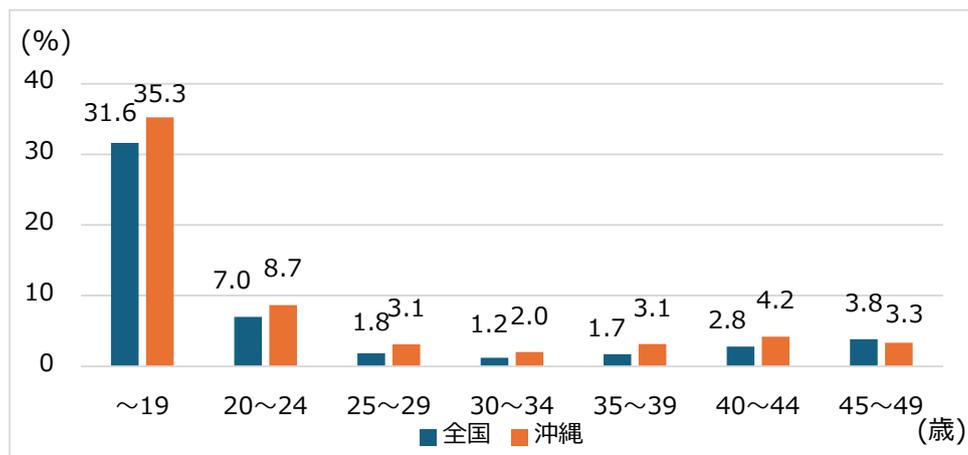
図表7 非嫡出子の出生数と出生総数に占める割合(暦年)



出所:厚生労働省「人口動態統計特殊報告」よりりゅうぎん総研作成

続いて図表8は、2019年時点における女性の年齢階級別非嫡出子出生率を、当県と全国で比較したものである。これを見ると、ほぼすべての年齢階級において当県が全国を上回っており、特に若年層において、全国との差が大きいことがわかる。また、10代で出産した3割超が未婚で出産していることがわかる。

図表8 女性の年齢階級別の非嫡出子出生率(2019年)



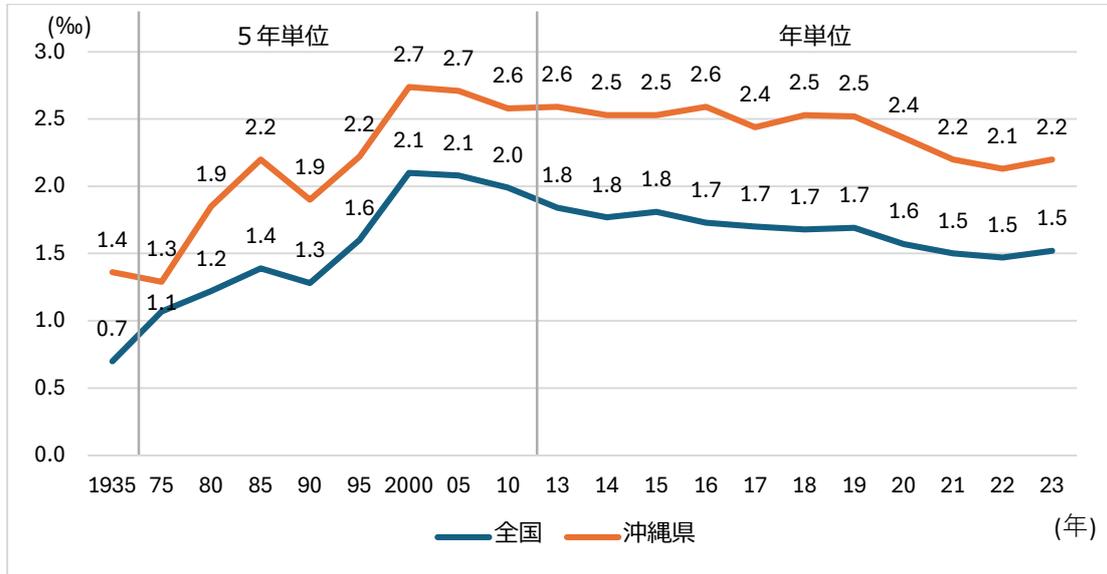
出所:厚生労働省「人口動態統計特殊報告」よりりゅうぎん総研作成

⁴ 法律上の婚姻関係にない男女の間に生まれた子どものこと

② 離婚率

次に、離婚率の推移をみると、当県は全国を上回る水準で推移している（図表9）。2023年時点の離婚率は、全国は1.5%であるのに対し、当県は2.2%となっており、明確な差が確認できる。この傾向は一貫しており、離婚率の高さは当県の特徴といえよう。

図表9 沖縄と全国の離婚率推移(暦年)



出所:厚生労働省「人口動態統計」よりりゅうぎん総合研究所作成

③ 出現率

ひとり親には、母子世帯、父子世帯、寡婦世帯、養育者世帯⁵などの形態があるが、その中でも母子世帯出現率は突出しており、1993年以降概ね5%前後で推移している（図表10）。対象年は違うが、2023年時点の沖縄は4.38%で、2021年の全国の母子世帯出現率(2.30%⁶)と比較すると1.9倍と大きく上回る。当県では、母子世帯が一時的・例外的な存在ではなく、一定規模で恒常的に存在してきた家族類型であることを示している。

⁵ 以下、沖縄県「2023年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査報告書」より。

母子世帯：配偶者（婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下、同じ）のない女子と児童（20歳未満で未婚に限る。以下、同じ）が生計を一にする世帯

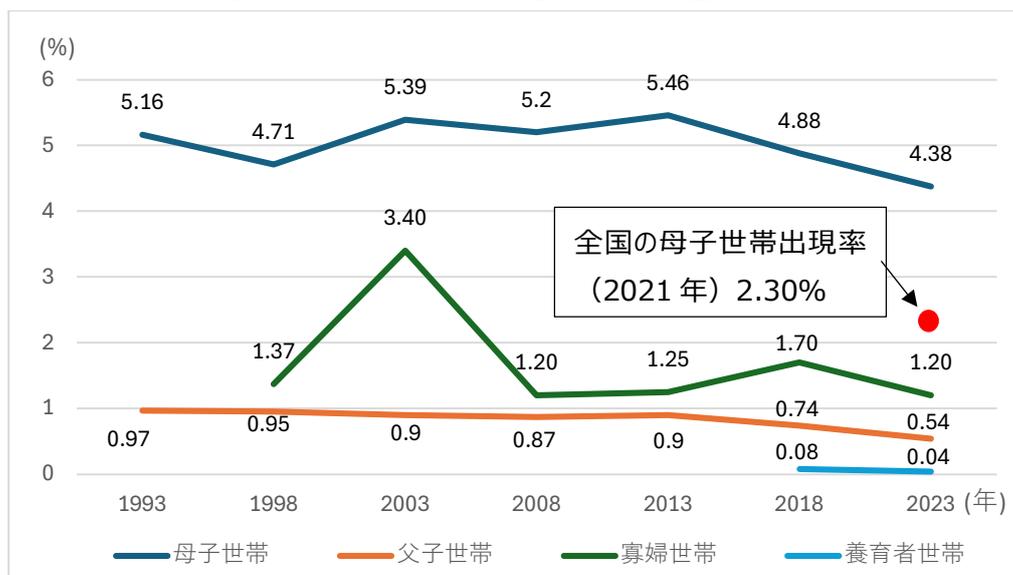
父子世帯：配偶者のない男子と児童が生計を一にする世帯

寡婦世帯：配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養したことがある者。または40歳以上70歳未満の配偶者の無い女子で、現在児童を扶養していない者からなる世帯

養育者世帯：父母のいない児童が、養育者（母又は父以外のもので児童と同居して、看護し、かつ生計を維持している者）によって養育されている世帯

⁶ 沖縄県「2023年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査報告書」より。全国の母子世帯数は「令和3年度ひとり親世帯等調査結果」、世帯総数は厚労省「2021年国民生活基礎調査の概況」を参照し算出されている。

図表 10 ひとり親世帯の出現率の推移(沖縄・全国(母子世帯のみ))



出所: 沖縄県「2023 年度(令和5年度)沖縄県ひとり親世帯等実態調査報告書」を加工し、りゅうぎん総研作成

このように非嫡出子の割合が高いことや離婚率が相対的に高いことは、母子世帯の出現率を押し上げる要因と考えられ、これらは当県の地域構造的な特徴として捉えられる。こうした背景のもとで形成される母子世帯は、単身で子育てと生計維持の双方を担う必要があるため、経済的に不利な状況に置かれやすい。

特に母子世帯では、育児などによる就業の制約により低賃金・不安定な就労に従事する割合が高いことに加え、養育費の不払いなどにより十分な経済的支援を得られない場合も少なくない。その結果、世帯収入は相対的に低水準にとどまりやすく、貧困リスクが高まる傾向にある。さらに、こうした経済的困難は、居住環境や教育費への支出、学習機会の確保といった側面にも影響を及ぼす。

このように母子世帯の出現率が高い状況は、母親の貧困にとどまらず、子どもの生活条件や教育機会の制約を通じて、子どもの貧困へと結びついていく。

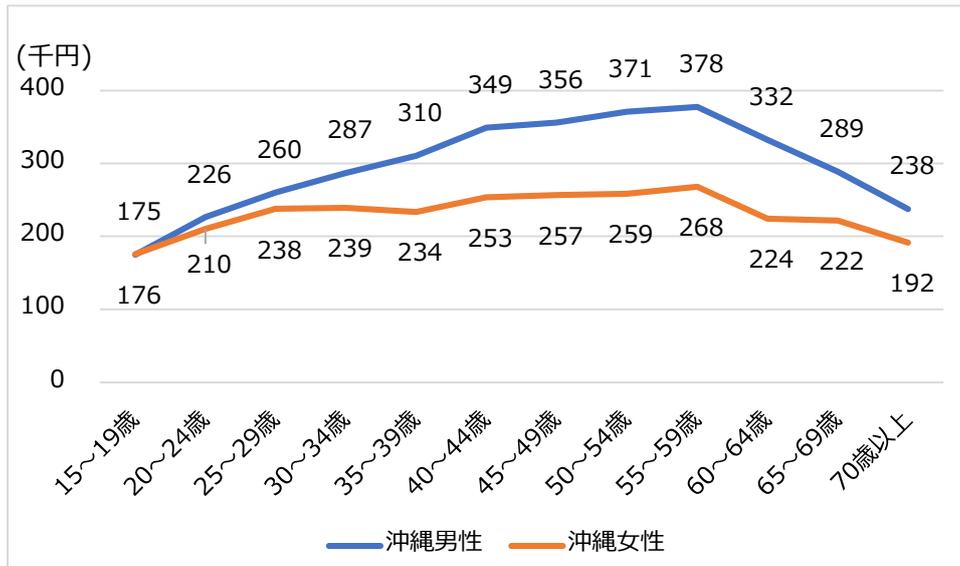
(3) 所得⁷の環境

当県における男女別の年齢階級別給与額等⁸を確認する(図表 11)。男性は年齢とともに賃金が上昇し、55～59 歳にかけて 350～400 千円程度を頂点とする山なりのカーブを描いている。一方、女性は 25～29 歳にかけて若干の増加がみられるものの、その後は 55～59 歳まで概ね 250 千円前後で横ばいに推移している。男女の賃金差は年を重ねるごとに開き、女性の生涯収入はより低くなりやすいことが確認できる。

⁷本レポートでは、「所得」と「収入」は統計上の定義の違いを厳密に区別せず、経済的状況を示す概念として便宜的に用いている。

⁸厚生労働省「令和 5 年賃金構造基本統計調査」企業規模計(10 人以上)、年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額を比較。

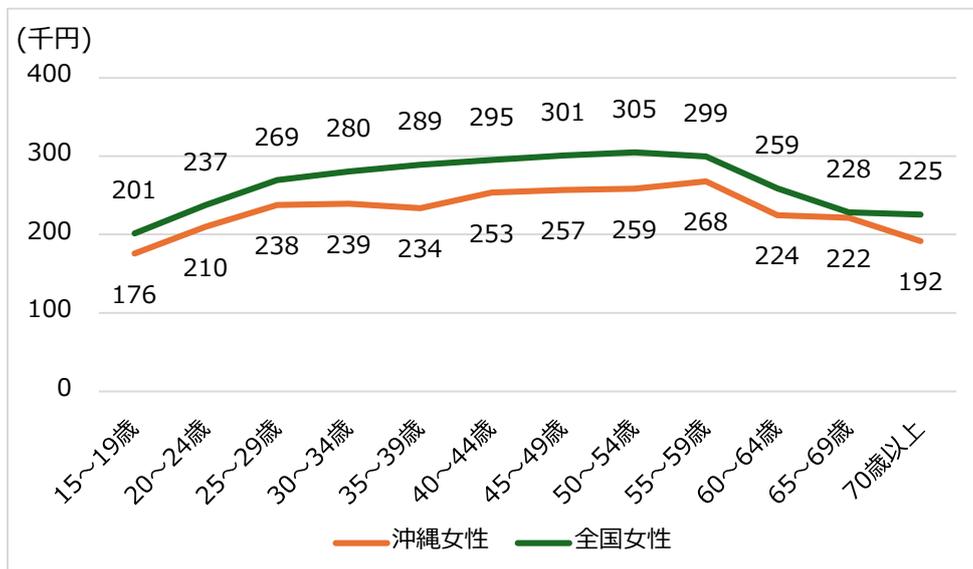
図表 11 年齢階級別にみた男女別賃金水準の比較(2023 年)



出所: 厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」をよりりゅうぎん総研作成

次に、年齢階級別にみた女性の賃金水準を全国と当県で比較すると、すべての年齢階級において、当県は全国平均を下回っている（図表 12）。若年期だけでなく、中高年層に至るまで格差が持続している点が特徴である。

図表 12 年齢階級別にみた女性の賃金水準の地域比較(全国・沖縄)(2023 年)



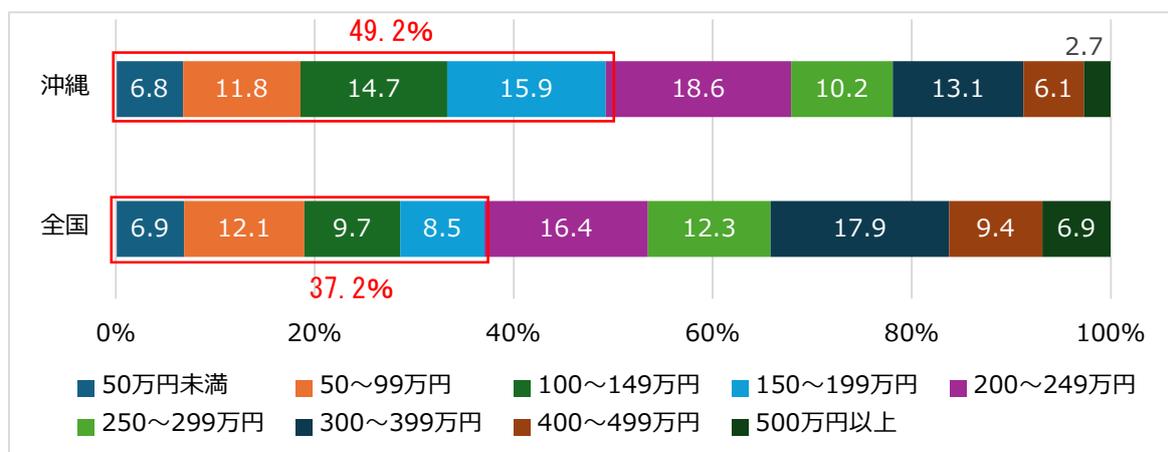
出所: 厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」よりりゅうぎん総研作成

こうした傾向を、15～39歳の女性に限定して所得⁹の分布をみると、当県では199万円未満の層が49.2%と、全国（37.2%）を大きく上回っている（図表 13）。特に、100～149万円の層は沖縄14.7%、全国9.7%、150～199万円の層は沖縄15.9%、全国8.5%と、これらの所得階級において

⁹ 就業構造基本調査における「所得」は、税・社会保険料控除前の年間収入を指す。

全国との差が大きい。

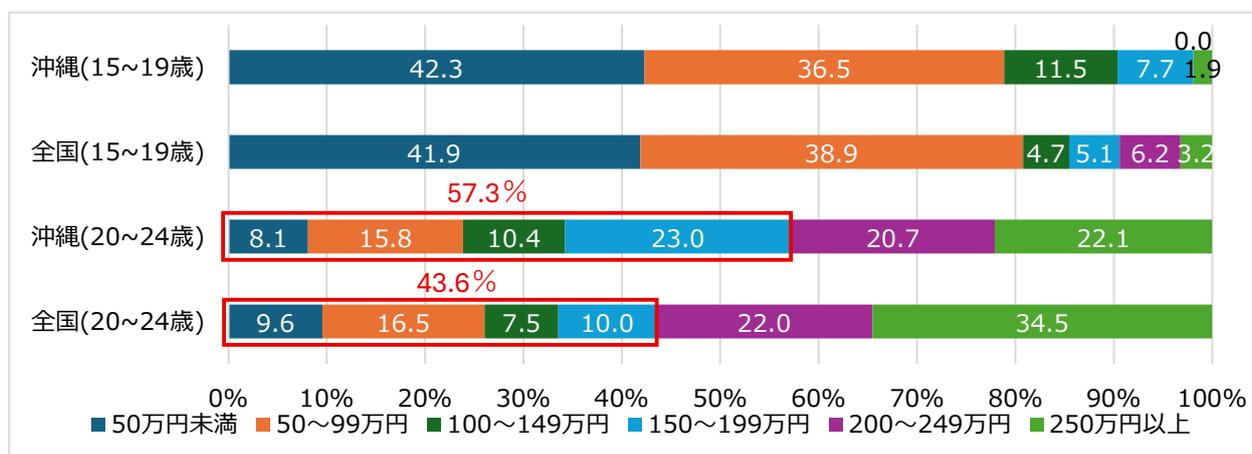
図表 13 15～39 歳女性の所得分布(全国・沖縄)(2022 年)



出所:総務省「就業構造基本調査(令和4年)よりりゅうぎん総研作成

さらに年齢階級別に細分化して所得分布をみると、当県における低所得構造の特徴がより明確になる。図表 14 をみると 15～19 歳では 99 万円以下の割合は全国とほぼ同水準であり、大きな差はみられない。次に 20～24 歳では、150～199 万円の層が沖縄で特に厚く、199 万円以下が沖縄 57.3%、全国 43.6%とはっきりと違いがみられる。

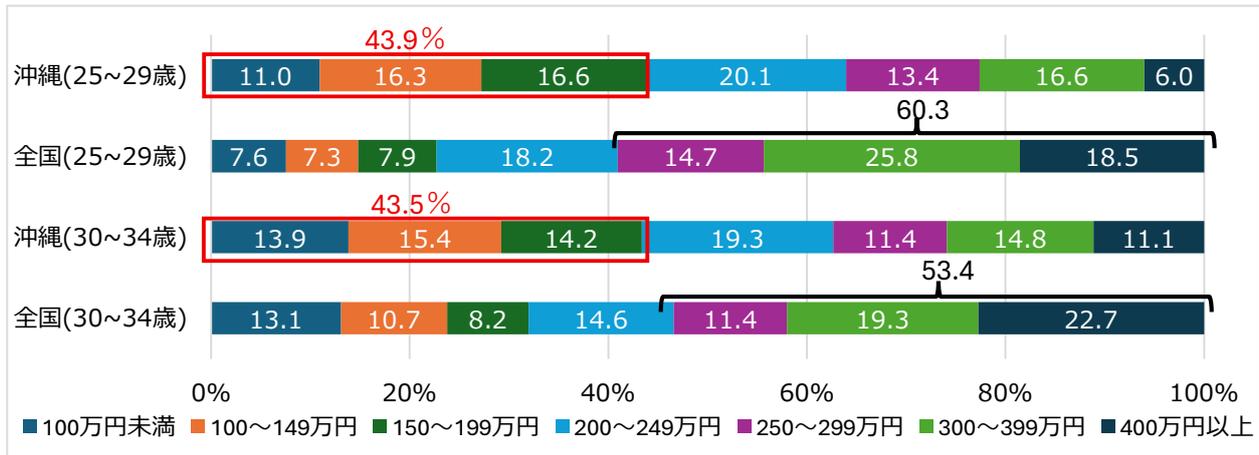
図表 14 15～19 歳、20～24 歳女性の年齢階級別所得分布(2022 年)



出所:総務省「就業構造基本調査(令和4年)」よりりゅうぎん総研作成

図表 15 より 25～29 歳、30～34 歳の年齢階級ごとの所得分布をみると、全国では 250 万円以上の所得層が半数を超える一方、沖縄では、199 万円以下の低所得層が 4 割程度おり、年齢を重ねながらも低所得状態から抜け出せない状況が示唆される。

図表 15 25～29 歳、30～34 歳女性の年齢階級ごとの所得分布(2022 年)

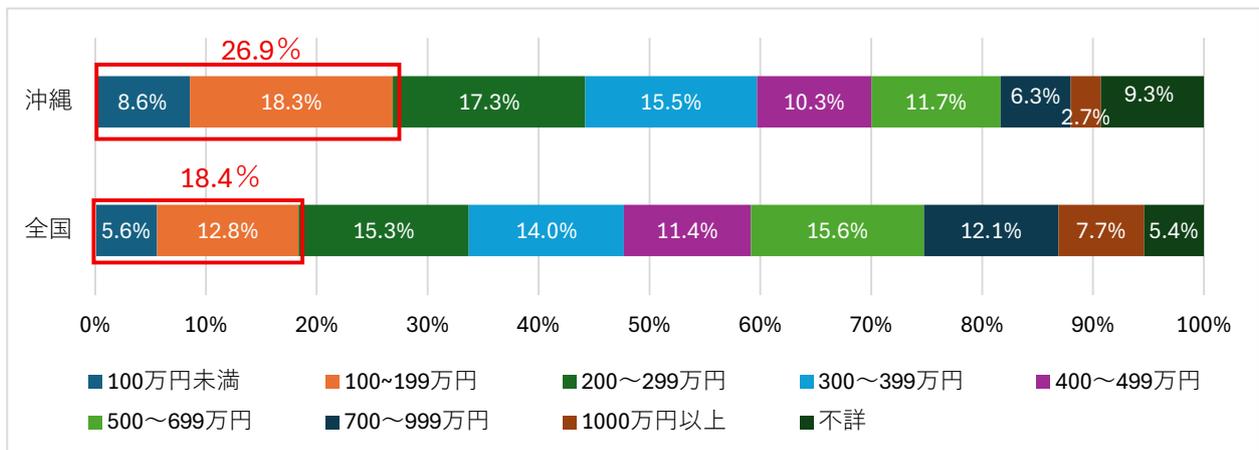


出所:総務省「就業構造基本調査(令和4年)」よりりゅうぎん総研作成

全国と当県の世帯収入分布を比較すると、当県では199万円以下の世帯が26.9%を占め、全国(18.4%)を大きく上回っている(図表16)。すなわち、沖縄では約4世帯に1世帯が年収199万円以下の水準に位置しており、世帯単位でも低所得層が相対的に厚いことが分かる。

この結果は、前節で確認した若年女性の低所得構造が、個人レベルにとどまらず世帯全体の生活水準の低さとして表れていることを示している。特に子育て世帯においては、住居費や教育費など固定的な支出の負担が重くなりやすいことから、低所得であることの影響はより深刻になりやすい。

図表 16 世帯収入分布の比較(世帯総数)(沖縄・全国)(2023 年)



出所:総務省「住宅・土地統計調査(令和5年)」よりりゅうぎん総研作成

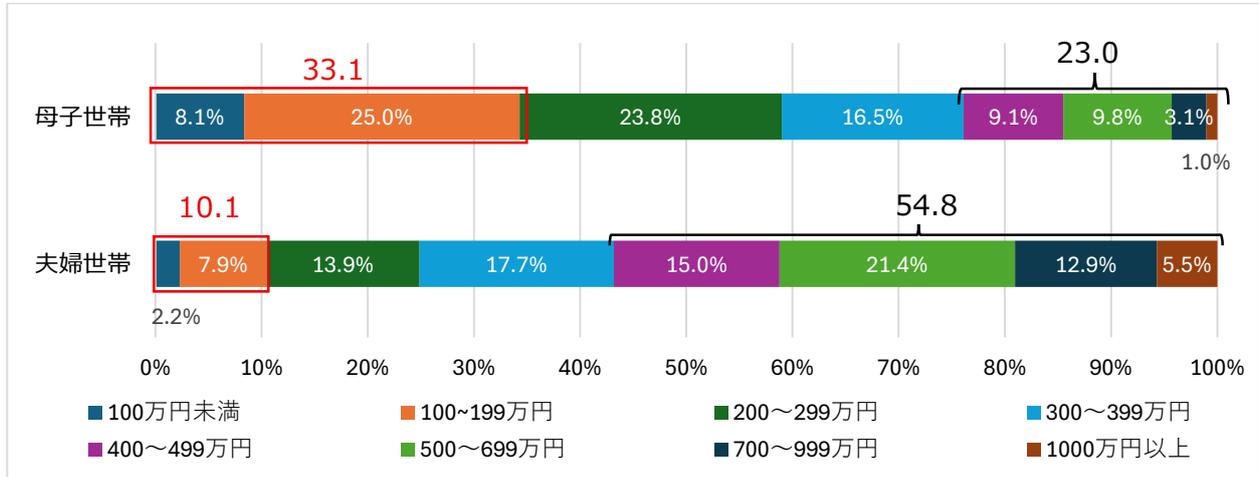
次に、県内の世帯を「女親と子どもからなる世帯(母子世帯)」と「夫婦と子どもからなる世帯(夫婦世帯)」に分け、年収分布を比較する(図表17)。「夫婦世帯」では、400万円以上の階級が半数を超えている。199万円以下の低所得層は約10%にとどまっており、一定の世帯収入が確保されている世帯が多い。

これに対し「母子世帯」では、199万円以下の低所得層をみると全体の約30%に達する状況である。「夫婦世帯」と比べると、所得分布が低い階級に大きく偏っており、母子世帯が経済的に極めて

厳しい状況に置かれていることが明確である。

県内の母子世帯数は約 28,000 世帯¹⁰とされ、その 30%の 8,000 世帯以上が年収 199 万円以下で子育てを担っていると推察され、母子世帯全体の中に低所得層が相当程度存在していることを示す。

図表 17 沖縄の世帯収入分布の比較(母子世帯・夫婦世帯)(2023 年)



出所:総務省「住宅・土地統計調査(令和5年)」よりりゅうぎん総研作成

(4) 若年女性の就業状況

① 産業別就業割合

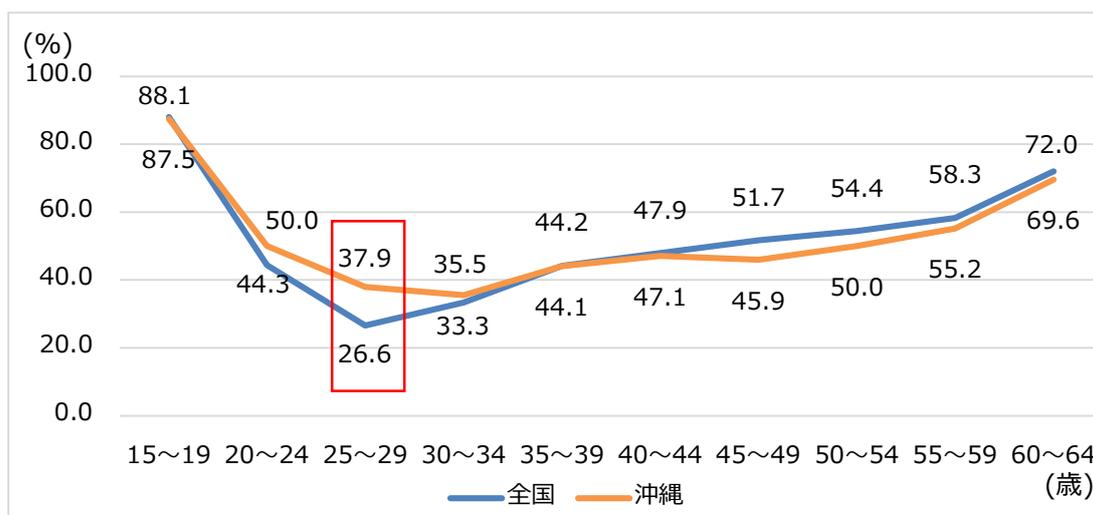
当県における女性の産業別就業割合をみると、女性就業者全体では「医療・福祉」が 37%と最も大きな割合を占め、次いで「卸売業・小売業」が 13%となっているが、若年層のみに目を向けるとその就業構造は大きく異なる(図表 18)。

女性総数では 6%程度にとどまる「宿泊・飲食サービス業」が、15~19 歳の女性では、55%と過半を占め、若年女性の就業先が特定の産業に大きく偏っていることが分かる。20~24 歳においても、「医療・福祉」が 41%、「卸売業・小売業」と「宿泊業・飲食サービス業」がそれぞれ 13%を占めており、若年層の就業先としてサービス関連産業に集中している構造が確認できる。

このような傾向は、学業との両立や短時間就労がしやすいといった理由から、学生を中心にアルバイト等で従事しやすい産業に若年層が集まっている結果とも考えられる。その点は一定程度考慮する必要があるが、若年妊産婦が生活のために就業する場合にも、比較的就業しやすい選択肢が同様の産業に限られているという点は重要である。結果として、低賃金かつ不安定な就業形態にとどまりやすい構造が生じている可能性がある。

¹⁰ 沖縄県「2023 年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査報告書」より

図表 19 女性の年齢階級別非正規雇用者の割合(2024 年平均)



出所:総務省「労働力調査」よりりゅうぎん総研作成

(5) 生活環境における課題

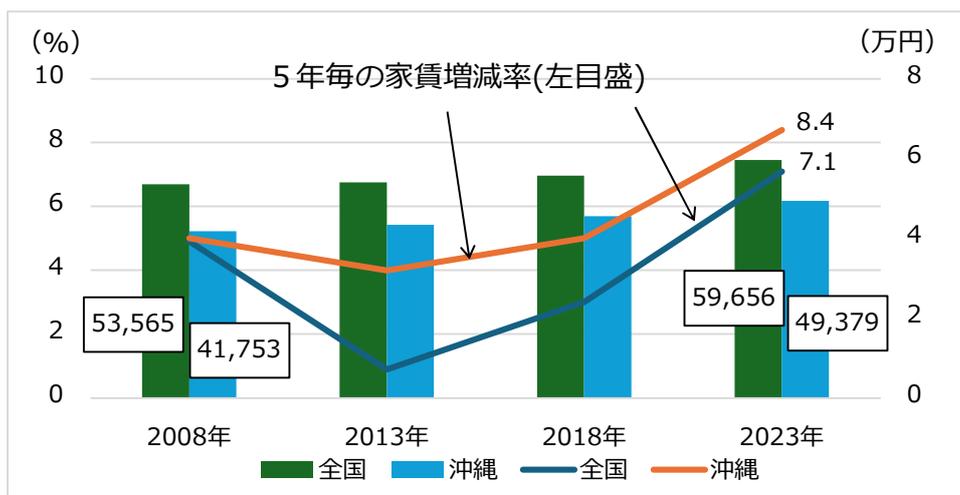
① 住居確保

続いて県内の生活環境における課題を確認する。図表 20 より当県と全国の平均家賃¹¹の推移をみると、2008 年から 2023 年までの 15 年間で、いずれも 6～8 千円程度の上昇が確認できる。一見すると、家賃水準そのものは全国と同様の動きを示しているように見える。しかし、家賃の「上昇率」に注目すると、2008 年時点では、沖縄・全国ともに家賃増減率は 5%程度であったが、その後、沖縄では高い水準が続いている。全国でも上昇傾向にはあるものの、沖縄の伸び幅が一貫して上回っており、当県では全国以上のペースで家賃負担が重くなっていることを示している。特に、近年にかけて上昇率が高まっている点は、低所得層にとって住居費の負担感が急速に増している可能性を示唆する。

さらに、若年女性の所得水準を踏まえて家賃負担を考えると、その影響はより明確になる。15～39 歳女性の約半数、および母子世帯の約 3 割が 199 万円以下の水準にあることから、これを基準として平均家賃から収入に占める家賃負担率を簡易的に推計すると、29.6%となる (図表 21)。一般に家賃負担率が 3 割を超えると生活への影響が大きいとされており、住居費が限界に近い負担となっていることがうかがえる。なお、本推計は年収ベースで算出しているため可処分所得を基準とした場合、実際の負担はさらに大きい可能性がある。

¹¹ 総務省「住宅・土地統計調査」より借家（専用住宅）の種類別家賃総数より

図表 20 家賃の増減率推移



出所:総務省「住宅・土地統計調査」よりりゅうぎん総研作成

図表 21 年収 200 万円水準における家賃負担率の推計(沖縄県平均家賃)

$$\frac{49,379 \text{ (沖縄全体の平均的な家賃水準)}}{166,666 \text{ (月収: 年収200万円} \div 12)} \times 100 = 29.6\%$$

出所:総務省「住宅・土地統計調査」よりりゅうぎん総研にて作成・試算

こうした状況は、母子世帯の実態からも裏付けられる。令和5年度「沖縄県ひとり親世帯実態等調査報告書」によると、母子世帯が居住する民間借家の圏域別住居費の中央値は、本島北部5万1,000円、本島中部5万2,000円、本島南部5万5,000円、先島地域4万5,000円となっており、母子世帯が負担している家賃は、当県全体の平均的な家賃水準(49,379円)と近いことが確認できる(図表22)。

一方で、同調査による住居費負担率をみると、公営住宅に居住する母子世帯では、住居費負担率30%以上の世帯は7.3%にとどまっているのに対し、民間借家では35.4%に上っている(図表23)。民間賃貸に居住する母子世帯の3世帯に1世帯以上が、家計に対して過重な住居費負担を抱えている状況であり、住居形態の違いが生活の安定性に大きく影響していることが分かる。

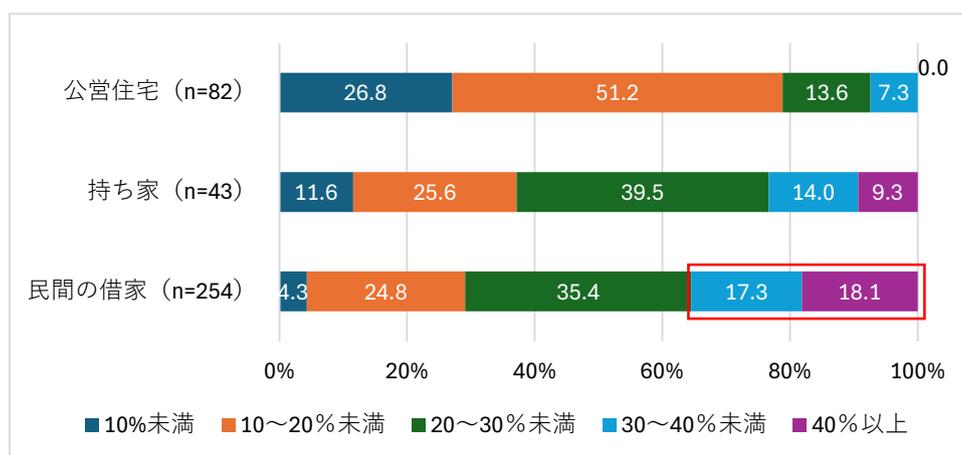
とりわけ、若年妊産婦の場合、出産・育児に伴う就業制約や収入の不安定さが重なりやすく、同じ家賃水準であっても実質的な負担感はさらに大きくなると考えられる。家賃の上昇が続く状況下では、低所得構造と相まって、住居の確保や居住の安定が一層困難になりやすい構造が形成されている。

図表 22 【母子世帯】民間の借家の圏域別住居費(単位:円)

	平均値	中央値
本島北部 (n=19)	52,263	51,000
本島中部 (n=138)	53,971	52,000
本島南部 (n=173)	57,080	55,000
先島地域 (n=21)	47,666	45,000

出所: 令和5年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査報告書よりりゅうぎん総研作成

図表 23 【母子世帯】住宅所有関係別の住居費負担率



出所: 令和5年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査報告書よりりゅうぎん総研作成

② 交通環境

交通環境は生活の安定性を左右する重要な要素である。当県は公共交通機関が限定的な地域構造で移動手段を自動車に依存しており、「車を保有していること」が就業や子育ての前提条件となっている。実際に、ハローワークに登録されている求人総数¹²14,291件(2026年2月18日時点)のうち、普通自動車運転免許が「必須」または「あれば尚可」とされている求人は7,840件(56.4%)にのぼり、自動車を保有し、運転できることが事実上の就業条件となっていると考えられる(図表24)。「免許を取得できない」あるいは「車を保有できない」場合、就業機会そのものが大きく制限される。

このように車が不可欠な環境だが、車を運転するためには様々な費用負担がある。例えば免許取得や購入、自動車維持費にかかる負担は大きい。普通自動車免許の取得費用をみると、県内における普通自動車免許(AT限定)の取得費用は、平均して30万円前後となっている¹³。地域差は小さく、県内のどの地域においても概ね同程度の初期費用が必要である。

車両の購入費に加えて自動車維持費も大きな負担となる。全国の推移をみると、燃料費、保険料、車検・整備費などの負担の増加が著しく、家計への重しは増している(図表25)。前節で示したように、当県では低所得層が厚く存在していることから、自動車関連支出は可処分所得を圧迫しやすく、生活の安定性に直接的な影響を及ぼす。

¹² ハローワークインターネットサービス(求人区分:一般求人、就業場所:沖縄県)

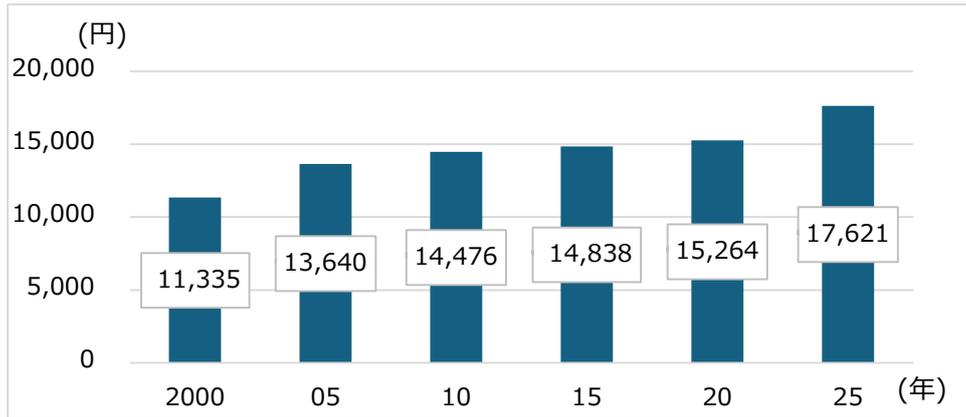
¹³ 県内主要自動車学校8校を対象にりゅうぎん総研にて算出、2026年1月時点

図表 24 求人総数に占める運転免許要件の割合



出所：ハローワークインターネットサービス(2026年2月18日時点)よりりゅうぎん総研にて作成・試算

図表 25 自動車等維持費の推移



出所：総務省「家計調査」より、対象年の1月の費用の推移

③ 育児環境

母子世帯や若年妊産婦の就労を考える上で、育児環境にも目を向ける必要がある。就労している間の子の預け先として、保育園の状況と放課後児童クラブ（学童）の状況を見ていく。

(a) 保育園

未就学児の子の預け先として最も一般的なのが保育園である。認可保育園ではすべての3～5歳児、市町村民税非課税世帯の0～2歳児の保育料無償化が導入されている。さらに、基礎自治体によって金額は異なるが、ひとり親世帯を対象とした保育料軽減制度が設けられており、例えば所得割額 77,101 円未満（世帯年収が 360 万円未満相当の世帯¹⁴）のひとり親世帯は月額保育料が 9,000 円以下の自治体が多く、ふたり親世帯に比べ減額された料金が設定されている。経済的支援という観点では一定程度の整備が進んでいるといえる。

一方で、就労しやすい環境という点では課題が残る。夫婦世帯であれば、送迎の分担や急な発熱・呼び出しへの対応を分散できる可能性があるが、ひとり親世帯ではその負担を一人で担うことになりやすい。特に、病児保育の利用枠や夜間保育の対応施設に限られていることは、勤務時間や業種等の選択肢を狭める要因となり得る。さらに、このような施設はほとんど認可外であり、結果として追加の保育費負担が発生する。県内の夜間保育に対応している施設数は非常に少なく、1時間 2,000～3,000 円程度でベビーシッターなどへ預けているケースも多いと推察される。

¹⁴ 沖縄市や本部町 HP にて明示。扶養人数や社会保険料等控除額により変動するため参考値として表示

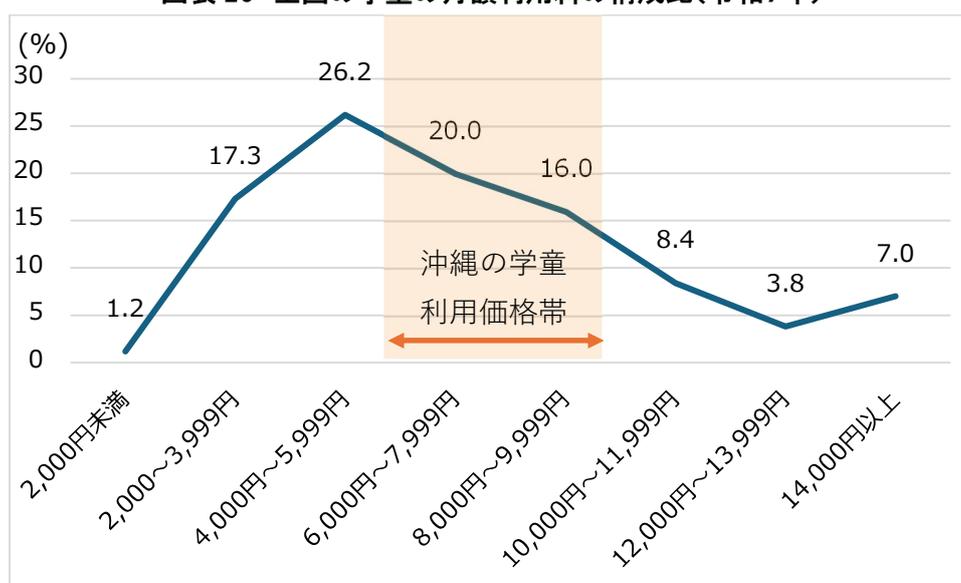
(b) 学童

小学生以降の放課後の居場所も重要である。こども家庭庁「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」の実施状況（令和7年5月1日現在）によれば、県内で待機児童が50人以上いる市町村は8自治体あり、県全体の学童の待機児童数は718名にのぼる。学童を利用できない場合、就労時間の制約や、夏休みなど長期休暇の預け先がなく退職につながる可能性もあり、その整備が急がれる。

入所において、保育所の場合は子ども・子育て支援法に基づき、各市町村で優先加点といった制度が設けられている。一方、学童では、基礎自治体が一律の優先入所基準を定めずに各施設で選考するケースが多く、ひとり親家庭の優先的な取り扱いをしている市町村はほとんど見られなかった。

費用について、全国の学童の月額利用料をみると、4,000円～5,999円が最も多い一方、県内各地の学童の保育料は平均して7,000円から10,000円程度である¹⁵（図表26）。さらにおやつ代や教材費等をあわせると月額1万円を超える施設が多く、長期休みは追加費用がかかるなど、その負担は軽いものではない。ひとり親世帯への経済的支援として、利用料の半額補助制度等を制定している市町村も見られるが、沖縄の学童利用料は高い水準にあることがわかる。

図表26 全国の学童の月額利用料の構成比(令和7年)



出所：放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（令和7年5月1日現在）よりりゅうぎん総研作成

(6) データからみた貧困の要因と課題

以上のように各種データから、当県における貧困の背景には複数の構造的要因が重なり合っていることが明らかとなった（図表27）。具体的には、若年層における出生率の高さや離婚率の高さ、非嫡出子の多さといった人口・家族形成に関する特徴が、母子世帯の多さとして顕在化している。

また、母子世帯を中心に所得水準が低く、不安定就労や特定の産業に偏った就業構造の影響を強く受けている実態が確認できる。加えて、住居費の高騰や、就業機会を得るための運転免許の必要性和車両を保持するための費用、就労を支える育児サービスの費用が、家計に対してより大きな負

¹⁵ 県内各地の8施設（那覇市、南城市、豊見城市、沖縄市、読谷村、北谷町、名護市、宮古島市）を調査（2026年2月）。学年により価格が異なることについて考慮が必要である。

担を与えており、貧困リスクを一層高めている。さらに学童などの待機児童問題により、就労の継続が困難になり生活の不安定さが増す状況が考えられる。

これらの要因が相互に作用することで、保護者の経済的困難は子供の生活環境や教育機会の制約へとつながり、子どもの貧困として表面化している。すなわち本地域における子どもの貧困は、個々の家庭の問題も当然あるが、人口動態、家族構造、就業・所得環境、生活コストといった地域構造的要因の集積として生じている課題であるともいえる。

従って、子どもの貧困対策には、母子世帯への支援強化や就業・所得環境の改善に加え、若年期の妊娠・出産への支援、生活費高騰への対応など、地域の構造的特性を踏まえた包括的な取組みが求められる。

図表 27 データからみた貧困の要因と課題

1. 若年層の出生率の高さ
2. 離婚率の高さ
3. 非嫡出子の多さ
4. 母子世帯の多さ
5. 所得の低さ
6. 就業構造の偏り
7. 自家用車依存
8. 生活費（住居、車、育児サービス）の高騰
9. 夜間保育所、病児保育対応施設の不足
10. 学童の不足

出所：りゅうぎん総合研究所

4. 支援団体の現場から見える課題

前章では、各種統計より当県における若年妊産婦を取り巻く貧困の現状は、複数の課題が重なり合う構造であることを確認した。しかし、こうした定量的要素だけでは、実際にどのような経路で貧困に陥り、どの時点で支援につながり、あるいはつながれずにいるのかといったプロセスまでは十分に捉えきれない。特に若年妊産婦や母子世帯の多くは、DV¹⁶や家庭内不和、幼少期からの貧困経験、心理的負担、孤立などを背景に、就労・住居・子育てを同時に抱え込む状況に置かれており、単一の要因では説明できない困難な状況に置かれている。

そこで本章では、県内で若年妊産婦や母子世帯を支援している複数の支援団体・関係者へのヒアリング結果をもとに、「現場から見える課題」を整理する。その後、これらのヒアリングを通じて、制度の設計と現場実態との乖離、いわゆる「制度の隙間」に置かれた人々の存在、そして支援を担う側の負担や構造的な制約を明らかにする。

(1) 貧困に陥る典型例

母子世帯や若年妊産婦が抱える課題はきわめて多様であり、単純に類型化することは難しい。しかし、困難がどのような経緯で生じ、どのように積み重なっていくのかという形成過程に着目することで、支援上の論点を整理したい。

支援現場では、幼少期からの生育環境を背景に困難が蓄積してきたケースと、出産や離婚といったライフイベントを契機として生活基盤が急激に不安定化するケースとでは、抱える課題や支援に対する効果の違いがみられる。そこで本章では、貧困の形成過程を整理する視点として、①生育環境を背景とする貧困、②ライフイベントを契機とする貧困の二つの経路を整理したうえで、両者に共通する要因として③自己肯定感の欠如について考察する。

① 生育環境を背景とする貧困

まず、生育環境を背景とする貧困とは、本人が幼少期から経済的・心理的に不安定な家庭環境の中で育ち、十分な支援や後ろ盾を得られないまま出産やひとり親となることで、貧困状態から抜け出すことが難しくなるケースである（図表 28）。

支援現場へのヒアリングでは、若年妊産婦の親世代も同様に若年で出産しているケースが多いとの声が複数聞かれた。そうした状況下では、若年期に出産することに対する心理的なハードルが相対的に低くなりやすいことは想像に難くない。この場合、親世代も困窮し支援が難しいといった家庭環境が重なり、十分な準備や支援を得られないまま出産・子育てを担う状況に置かれやすい。

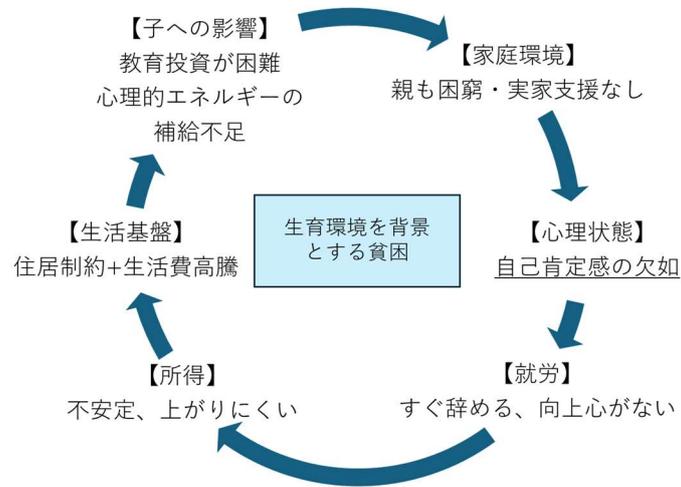
また、こうした環境で育った当事者の中に、自己肯定感が十分に育まれていない状態がみられるとの指摘が多く聞かれた。自己肯定感が低い状態では、強い孤立感や寂しさを背景に、対人関係において他者に依存的になりやすく、若年で将来の生活の見通しを十分に描けないまま、なし崩し的に出産に至るケースがあることが指摘された。

さらに、自己肯定感の低さや無力感は就労行動にも影響を及ぼしている。例えば仕事が長続きしない、賃金上昇を目指したスキルアップに取り組む意欲を持ちにくいといった状況につながりやすい。その結果、所得は不安定で上がりにくく、住居の選択肢が限られるなど生活基盤の弱さが重なり、困難が連鎖していく。こうした環境は、子どもに十分な心理的な安心感やエネルギーを与える

¹⁶ ドメスティック・バイオレンス。配偶者や恋人など親密な関係にある人からふるわれる暴力。

ことを難しくし、次世代においても貧困リスクを高める要因となる。

図表 28 生育環境を背景とする貧困の構造



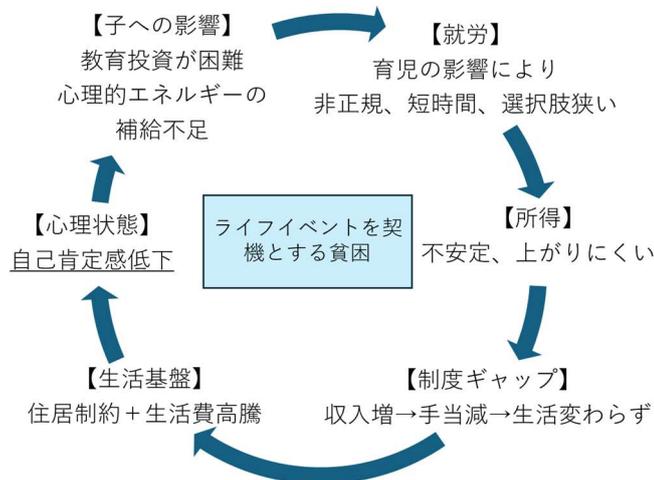
出所:リゆうぎん総合研究所

② ライフイベントを契機とする貧困

次に、ライフイベントを契機とする貧困とは、もともと一定の自己肯定感や就労意欲を有していたものの、出産や離婚といったライフイベントをきっかけに、生活が大きく変化し、貧困状態に陥っていくケースを示す（図表 29）。このパターンでは、特に子育てと就労の両立が大きな制約として立ちはだかる。

育児の影響により、働ける時間帯や勤務地が限られ、非正規・短時間労働を選ばざるを得ない状況が生じる。その結果、所得は不安定で上がりにくく、生活費や住居費の負担が重くのしかかる。加えて、一定程度収入が増えたとしても、児童扶養手当の減額などにより生活の改善を実感しにくい制度的なギャップに直面するケースも多い。こうした状況が続く中で、次第に心理的な余力が失われ、自己肯定感の低下へとつながり、子どもへの教育投資が難しくなるなど、貧困につながるケースがみられる。

図表 29 ライフイベントを契機とする貧困の構造



出所:リゆうぎん総合研究所

③ 自己肯定感の欠如

以上の二つの経路はいずれも、心理状態が「自己肯定感の欠如」に至る点で共通している。

琉球大学人文社会学部学部長の本村真教授は、「何事にも興味がない」「諦めが早い」「困っていても何もしない」「自分を粗野に扱う」といった行動傾向がみられる状態を「自己肯定行動」が低下した場合の特徴的な行動として整理している¹⁷。本レポートではこの状態を、より一般的な表現として「自己肯定感の欠如」と表記する。

例えば、就労支援の現場では、支援を開始しても継続に至らない人が一定数いるという声が聞かれた。そうした人たちについて「意欲的でないように見える」「諦めが早い」と指摘されることが多い。しかし、幼少期から不安定な家庭環境に置かれてきた場合には、十分に支えられた経験や成功体験を積みにくく、自分自身を大切にする感覚や、他者に助けを求める行動が生まれにくい傾向がある。また、生育環境に課題がなかった場合でも、経済的困難や生活上の制約が長期にわたって続き、試みても状況が好転しない経験が積み重なる中で、心理的な余力が消耗し、同様の状態に至ることがある。

このように、母子世帯や若年妊産婦の貧困は、「低所得であること」そのものから生じるのではなく、生育環境やライフイベントを通じて心理的・生活的基盤が弱体化した状態で、子育てと就労を同時に求められ、困難から抜け出しにくい状況へと追い込まれていくものといえる。

(2) 支援につなげられない層の課題

① 行政への心理的ハードル

現在、行政による包括的な相談窓口や支援体制は整備されている。しかしそのような中でも支援につなげられない層が存在していることが指摘されている。ヒアリングでは、税金や保険料等の滞納がある場合に「役所に行くと言われるのではないかと」「過去の手続き不備を責められるのではないかと」といった不安を抱き、行政機関への相談を避けてしまうケースが挙げられた。また、「実際に力になってもらえるのかわからない」、「状況を説明する気力が残っていない」といった不信感や疲弊感も、相談行動を抑制する要因となっている。

さらに、行政からの訪問や連絡に対しても、対応することで生活上の問題が顕在化することを恐れ、「居留守を使う」、「連絡を避ける」といった行動に至る例もみられる。このように、制度や窓口の有無以前に、行政と接点を持つこと自体が心理的負担となり、結果として支援につなげられない層が生じている点は重要な課題である。

② 本人の心理状態

次に、本人が支援につながるための行動を起こせない状態に置かれているケースがある。支援制度の多くは「本人からの申請」や「支援への明確な意思表示」など、要支援者の行動を前提として設計されている。しかし、先で述べたような「自己肯定感の欠如」状態にある場合、自身の置かれている状況を客観的に整理し、それを言葉として表現すること自体が困難な状況にある。

また支援を求めるかどうかを自分で判断し意思決定を行うことそのものが大きな負担となる。その結果、支援が必要な状況にあっても自ら動くことができず、制度の入口に到達できないまま、困

¹⁷ 「誰もが支え合い働く社会の実現（一般社団法人南西地域産業活性化センター）」 第二部共同研究編：「貧困」解決における共通言語の必要性～試案としての「自己肯定行動」を中心に～（琉球大学・本村真）より

難が深まりやすい状況が生じている。

③ 支援制度要件と生活実態の乖離

また、住居や所得に関する支援制度要件が、現実の生活実態と乖離している点も大きな要因である。例えば、住居が不安定な状態では母子世帯向けの手当や支援制度を申請できない一方で、入居審査の場面では、取得見込みの手当が収入として認められないなど、制度同士が噛み合っていない状況が指摘されている。離婚後も引っ越し資金や保証人の確保ができず、元配偶者や実家に留まらざるを得ない場合には、母子世帯としての支援要件に該当せず、「制度の隙間」に置かれるケースも少なくない。

加えて、支援が届きにくい層として、非課税世帯の基準をわずかに上回る層や、形式的には就労しているものの生活が成り立っていない層の存在も指摘されている。こうした層は、統計上は「収入がある」「制度対象外」として扱われやすい一方で、実態としては住居不安、養育負担、移動手段の不足など複合的な困難を抱えており、支援の空白地帯に置かれやすい。

(3) 支援者側の負担

① 「自己肯定感の欠如」にある当事者への支援負担

前節で整理したとおり、要支援者の中には心理状態が「自己肯定感の欠如」状態にある人が一定数いる一方で、困難を抱えながらも一定の意欲や行動力を維持し、支援につながろうとする当事者もあり、双方を同一の前提で支援することには限界がある。

就労支援など本人の継続的な行動が必要な場合、「自己肯定感の欠如」にある要支援者に対し、通常の支援のみの関わり方では機能しにくく、信頼関係の構築に時間を要したり、一貫した支援が続かないとの指摘が多く聞かれた。その結果、支援者は、支援が必要であるにもかかわらず本人の行動が伴わない状態に長期的に向き合うこととなり、心理的負担や無力感を抱えやすい。

② 事業運営にかかる負担

また、支援機関の多くは、事業運営の財源を補助金や委託費に大きく依存しているという共通の構造的課題を抱えている。県内では、貧困や子どもの生活困難に対応する支援機関が数多く存在しており、特に人口規模に対して、子どもの居場所事業は全国的に見ても多い水準にある。このことは、地域課題に対する民間の問題意識の高さや、現場での支援ニーズの大きさを反映したものと評価できる。一方で、補助金による事業運営は、制度創設や事業立ち上げの段階では有効であるものの、補助期間の終了や制度変更により、財源が途切れた瞬間に運営が立ち行かなくなるリスクを常に抱えている。実際、現場では「事業の必要性は変わらないにもかかわらず、資金の問題で縮小や終了を余儀なくされた事業者を見てきた」といった声も聞かれる。支援が継続されないことは、利用者にとっては再び孤立を深める要因となり、支援者側にとっても大きな無力感や疲弊をもたらしている。

また、前節で述べたように、困窮状態にある人々の中には、行政機関に相談すること自体に強い心理的ハードルを感じる層が少なくない。こうした人々にとって、NPO法人や任意団体などの民間支援機関は、最初にアクセスしやすい「よりどころ」となっている。柔軟な対応や顔の見える関係性を強みに、民間団体が実質的に行政支援への入口を担っているケースも多い。しかしながら、

その民間支援を支える基盤が不安定である現状では、支援ニーズの高まりに対して持続的に応えることが難しい。

支援者が感じる最大の壁は、当事者の行動が伴わないこと自体ではなく、「自己肯定感の欠如状態」にある要支援者を想定した支援設計や、支援を持続可能に支える財政・組織基盤が十分に整っていない点にあるといえる。

図表 30 に、支援現場へのヒアリングを通じて見えてきた要因や課題を整理する。改めて母子世帯や若年妊産婦の貧困は、複数の要因が重なり合うことにより発生し、構造的な課題であることを示していることがわかる。

図表 30 ヒアリングからみた貧困の要因と課題

<p>(1) 貧困に陥る典型例</p> <ul style="list-style-type: none">・当事者の生育環境を背景とした世代間での連鎖・子育てと就労、生活基盤の安定を同時に求められる構造・自己肯定感の欠如 <p>(2) 支援につなげられない層の課題</p> <ul style="list-style-type: none">・行政に対する心理的ハードルによる支援への未到達・当事者の自己肯定感の欠如による支援への未到達・支援制度の要件と生活実態との乖離 <p>(3) 支援者側の負担</p> <ul style="list-style-type: none">・「自己肯定感の欠如状態」にある要支援者を想定していない支援設計・支援を持続的に支える組織基盤の整備

出所：りゅうぎん総合研究所

5. 貧困解決に向けた現行の主要施策

沖縄県は、令和7年度の重点テーマの一つに「誰一人取り残さないこどもまんなか社会」の実現を掲げている。この方針のもと、①こどもの貧困解消に向けた切れ目のない支援の推進、②誰もが安心して子育てができる環境づくりを二本柱とし、関連施策が展開されている。令和7年度当初予算の歳出総額は8,894億円であり、そのうち「誰一人取り残さないこどもまんなか社会」に関連する予算は531億円のほり、子ども・子育て分野を県政の重点施策に位置づけていることがうかがえる。

母子世帯及び若年妊産婦の貧困問題と特に関係が深いのが、ひとり親家庭を対象とした支援施策である。沖縄県では、ひとり親家庭支援を（1）就業支援、（2）子育てと生活支援、（3）経済的支援、（4）養育費及び親子交流、の4つを柱として整理し、多様な事業を実施している。就労、生活、所得、家族関係といった生活全般を幅広くカバーする構成となっており、以下に概要を紹介する（図表31）。

（1）就業支援

就労に意欲のあるひとり親を対象に、賃金や保育支援費を支給しながら短期間の職場訓練を行い、離職や企業とのミスマッチの軽減を図る「ひとり親就労チャレンジ事業」をはじめ、資格取得や就業に向けた給付金・貸付制度等が設けられている。これらは、就労を通じた自立を促すことを目的とした施策であり、一定の就業意欲や基礎的な就労能力を有するひとり親に対して有効に機能している。

（2）子育てと生活支援

さまざまな課題を抱えて困っているひとり親家庭に対し、民間アパートの1室を提供し、住宅・生活・子育て、就労支援や自立支援計画を作成し、トータルサポートを行うひとり親家庭生活支援事業（ゆいはあと事業）を中心に、家事や育児を支援するヘルパー派遣などが行われている。子育てと生活の両立が困難な家庭にとって、日常生活を下支えする重要な施策である。

（3）経済的支援

児童扶養手当の支給や、ひとり親家庭や子どもに対して、低金利または無利子で様々な用途に対応する母子父子寡婦福祉資金貸付金や住宅支援資金貸付金などがある。これらは所得補完や住居確保を目的とした制度であり、生活を支える役割を果たしている。

（4）養育費及び親子交流

沖縄県離婚前後親支援事業を通じ、離婚前後の相談支援や養育費の取り決め支援などが行われている。ひとり親家庭の経済的安定において養育費の確保は重要であり、保証会社と養育費保証契約を締結するための経費の補助なども行う。これらに加え、母子・父子自立支援プログラムの策定など、包括的な支援体制の整備も進められている。

図表 31 沖縄県ひとり親家庭支援事業(一部抜粋)

1. 就業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親就労チャレンジ事業 ・ひとり親家庭技能取得支援事業 ・就労支援のための給付金・貸付制度
2. 子育てと生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭生活支援事業（ゆいはあと事業） ・ひとり親家庭・低所得子育て家庭へのヘルパーの派遣 ・ひとり親家庭等認可外保育施設利用支援事業
3. 経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給 ・母子父子寡婦福祉資金貸付金 ・母子及び父子家庭等医療費助成事業 ・ひとり親家庭住宅支援資金貸付金
4. 養育費及び親子交流	<ul style="list-style-type: none"> ・離婚前後親支援事業 ・専門の相談員や弁護士による相談
5. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援プログラムの策定

出所：沖縄県 HP「ひとり親家庭支援」より一部抜粋しりゅうぎん総合研究所にて作成

このように、ひとり親家庭を支援するための多様な制度があるが、課題も残る（図表 32）。具体的には、支援が必要な人にその存在が十分に知られていないことや、経済支援の支給水準は最低限の生活維持を目的としたものであり、貧困状態からの脱却や将来に向けた蓄えは難しいといった課題もある。他にも、所得や世帯状況に関する要件が明確であるために、制度の基準からわずかに外れた層が支援を受けられない「制度の隙間」も生じている。

また、本レポートの主な対象である若年妊産婦に特化した貧困対策は限定的である。若年妊産婦支援事業として、相談支援、産科受診等支援（妊娠検査薬の支給、医療機関への同行）、居所が不安定な場合の一時的な居場所確保などが実施されているものの、あくまでも妊娠期の安全確保に重点が置かれている。出産後の就労、住居、教育・キャリア形成といった中長期的な生活再建を見据えた支援は、既存のひとり親施策等に委ねられているのが現状である。

このように、沖縄県の施策は「子ども」や「ひとり親家庭」を中心に体系的に整備されている一方、若年妊産婦が抱える、低学歴、非正規就労、住居不安、社会的孤立といった複合的な困難に包括的に対応する仕組みは必ずしも十分とは言えない。次章では、こうした現行施策の枠組みと実態との間に生じているギャップを踏まえ、若年女性の貧困解決に向けた課題と方向性について検討する。

図表 32 現状の支援策に対する課題

<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な人に制度が十分に知られていない ・経済支援の支給水準では貧困脱却が困難 ・要件からわずかに外れる「制度の隙間」の存在 ・若年妊産婦に特化した対策の不足

出所：りゅうぎん総合研究所

6. 母子世帯および若年妊産婦の貧困の解決に向けた検討

本レポートを通じて、若年妊産婦らの課題と、生活実態と制度設計との間に、複数のギャップが存在することを確認した。就労や収入の増加が必ずしも生活の安定につながらない制度構造や、支援を必要とする人ほど制度の利用に至りにくい状況を踏まえ、本章では、母子世帯及び若年妊産婦の貧困解決に向けて、「貧困に陥らせない」「支援につなげる」「貧困からの脱却」「次世代の貧困の予防」という視点から、具体的な案を検討する（図表 33）。

(1) 児童扶養手当と連動しない受給要件への変更

児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活を下支えする重要な国の制度であり、全国共通の基準が設けられている。2026 年 1 月現在、例えば扶養する児童が 1 人の場合、全部支給の対象となる所得は年 107 万円以下であり、それ以上は段階的に一部支給され、年間所得が 246 万円を超えると支給対象外となる。このように、所得水準に応じて支給額が調整される仕組みとなっている。

母子世帯にとって児童扶養手当の受給可否は生活に大きな影響を与える。例えば、県が実施する通学支援や、市町村が実施する就学援助、医療費助成、学童クラブ利用支援事業などは児童扶養手当受給が基準の一つとされている自治体もあり、一定の所得増加を境に児童扶養手当の対象外となると、これらの生活を支えていた支援が一気に失われる可能性がある。

さらに、就労時間を増やしたり、土日や夜間勤務がある職場で働いている場合は、学童保育や延長保育の利用が不可欠となる。これに伴い、保育料や利用料といった追加的な支出が発生するほか、送迎にかかる時間的・身体的負担も増大する。加えて、子が中学生・高校生になると学習塾や教材費など教育費の負担も増える。将来を見据え、学習環境を整えるために収入を増やそうとするほど、生活費全体は膨らみやすい。一方で、収入増加に伴い手当や支援が減額・打ち切りとなるため、可処分所得が思うように増えない、あるいはかえって生活が不安定になるケースも少なくない。

ひとり親世帯実態等調査報告書の自由記述アンケートには、「働いても楽にならない」「所得が増えるほど支出も増え、支援は減る」といった声が記されている。このような状況下では、就労やキャリア形成に前向きに取り組もうとする意欲が削がれ、結果として就労時間や所得を意図的に抑えることも選択し得る。

児童扶養手当は国の制度であり、県単独での見直しには限界がある。一方で、同手当を基準として設計されている県や市町村独自の支援制度については、就労や所得増加を阻害しない仕組みへの見直し余地がある。当事者らが将来を見据えて安心して働ける環境を整え、生活への不安感や所得面へのやり切れなさを払拭し、自己肯定感を保つための制度設計が求められる。

(2) 住居支援の強化

貧困に陥らせないための支援として、住居支援の強化は不可欠である。近年、県内では家賃の上昇が続いている。借り手側は収入水準や物価高騰の影響から家賃負担が重く、貸し手側も金利上昇や維持管理費の増加に直面しており、家賃を抑えることが難しい状況にある。その結果、低所得世帯が実際に入居できる物件が見つかりにくいケースも生じている。

また、母子生活支援施設や住居支援事業があるものの、地域的な偏りや受け入れ規模の制約等があり、居住地によって利用しやすさに差がみられる。支援が存在していても、地域によっては利用が難しい場合があることは課題である。今後は、自治体間の情報共有や連携を進め、住居支援における地域差をできるだけ小さくしていくことが望まれる。

あわせて、公営住宅の活用や、一定期間の住居費負担の軽減策などについても検討を重ねる必要がある。公営住宅の建替え等を前提として募集停止となっている「政策空き家」の活用可能性については、関係団体において議論が進められている。既にある建物の柔軟な運用は、新しく建てるよりも負担を抑えることができ、子育て世帯の居住安定を図る方策の一つとして検討の余地がある。さらに、企業による借り上げ社宅や住居費補助などの取組みが広がるよう、行政による後押しも一つの方向性と考えられる。

(3) 支援につなげるための取組み

行政窓口へ相談すること自体に強い不安を抱く心理的ハードルは、支援制度の利用をためらわせる大きな要因となっている。こうした抵抗感を和らげ、必要な当事者と支援をつなげるためには、制度の運用だけでなく、その伝え方にも配慮することが必要である。

まずは、「相談すること」と「税金の徴収などの手続き」は別であることを、丁寧に伝える必要がある。困っている状況を話したからといって、すぐに徴収手続きが行われるわけではないという点を、広報や窓口対応の中でわかりやすく説明することが求められる。また、生活を立て直すことを優先し、その過程で無理のない支払方法を一緒に考えていく姿勢を明確にすることで、安心感を醸成できるであろう。

次に、相談への入り口をできるだけ柔軟にする工夫が求められる。若年層が日常的に利用するSNS や動画共有サービス等のソーシャルメディアの活用を一層強化することで、支援につながれる人が増えるだろう。また、顔を合わせて話をすることに抵抗を感じる人も多いため、匿名で利用できる電話やオンラインの相談、夜間や休日の窓口など、多様な方法を用意することが望ましい。まずは名前を出さずに不安や疑問を話せる場を設け、安心できた段階で対面相談へと進める仕組みを整えることで、はじめの一步を踏み出しやすくなると考えられる。

また、行政が地域のNPO法人や支援団体と連携することも有効である。日頃から地域に根ざして活動している団体は、当事者にとって身近で相談しやすい存在である場合が多い。必要に応じて支援者が窓口につき添う仕組みを整えれば、不安や緊張を和らげることができる。また、支援者に対しては、困難を抱える人の背景や心情に配慮した応対についてしっかりと研修を行い、安心して話せる雰囲気をつくることが求められる。

現在もこういった取組みは進められているが、支援利用への心理的抵抗感を着実に低減していくために、継続してさらなる推進が求められよう。

(4) 「自己肯定感の欠如」状態への支援

貧困状態からの脱却に向け支援するうえで、「自己肯定感の欠如」状態にある当事者を意識した取組みが必要である。先に述べた通り、この状態にある当事者は支援を開始しても継続に至らないことがあり、課題が深刻な人ほど支援から遠のいてしまうギャップを埋める必要がある。「自己肯定感の欠如」から脱するためには、心理的エネルギーの補給が必要である¹⁸。そのために、話を最後まで聞いてもらうといった受容体験や、何かにチャレンジして「できた」という達成体験が

¹⁸ 「誰もが支え合い働く社会の実現（一般社団法人南西地域産業活性化センター）」 第二部共同研究編：「貧困」解決における共通言語の必要性～試案としての「自己肯定行動」を中心に～（琉球大学・本村真）より

欠かせない。

こうした点における参考事例として、一般社団法人おきなわ子ども未来ネットワークの運転免許取得支援事業を紹介したい。この事業は、運転免許を取得できていないシングルマザーを対象に免許取得費用を拠出し、さらに「一体型母子自立支援施設」にて取得期間中の住む場所や食事、育児サポートを提供し、免許取得後の就職まで支援する。この事業の見本とすべき点は、①生活への不安感を減らすこと、②信頼できるサポーターとの関わりや、日々のイベント等を通して自分が大切にされ、受け入れられたという受容体験を積むこと、③同期となる同時入所者がおり、支え合えること、④運転免許取得という達成体験を積めることの4つにある。

同事業は運転免許取得を最終的な達成目標とするが、同様に就労につながる資格取得を目標とし、そこに向け手厚い生活サポートも並走して行う包括的な支援事業の可能性が広がる。人手不足が深刻化する業種などとタイアップし、企業は資格取得に向けた支援などを行い、生活や心理的なサポートは当事者に寄り添った支援団体が連携するといった活動も考えられる。すでに貧困状態にある世帯には、費用も時間もかかるが手厚く支援することで、当事者だけでなく次世代の貧困を防ぐ手立てとなり得る。

(5) 子どもの自己肯定感と社会的接点を育む取組み

今後、貧困を減少させていくためには、現在の課題への対応だけでなく、将来にわたって貧困が連鎖しにくい環境を整える「予防的視点」が不可欠である。

次世代への貧困を防ぐため、子どもが「自己肯定感の欠如」状態に陥らないようにする取組みが求められる。子どもの自己肯定感に影響を及ぼす要素の一つが大人との関わりであり、家庭の影響は大きい。保護者が「自己肯定感の欠如」の状態にある場合、家庭で十分に自己肯定感を育むことが困難なこともある。そのため、教員、子どもの居場所等の職員、部活動や地域活動に関わる大人など、家庭外の大人が関わる機会を確保することが求められる。

さらに、自己肯定感の欠如状態にある、あるいはその状態に陥る可能性のある子に対しては、その心理状態や背景に配慮しながら、継続的な関係性の中で支援を行うことが重要であり、子どもが安心して関われる環境の中で、多様な経験を積み重ねていくことが必要とされる。

こうした社会との接点を生み出す取組みの一つとして、金融リテラシー教育を組み合わせることが有効だと考える。貧困状態にある世帯の中には、日常生活に必要な支出の目安や家計管理の基本を知らないまま生活を続けた結果、常に資金繰りに追われ、突発的な支出に耐えられない状況がみられた。こうした知識や経験の不足が、家庭環境による格差として次世代へ引き継がれないようにするためにも、学校教育のみならず、子どもの居場所や地域活動を通じた学びの機会が一層重要となる。

金融機関やその関連機関は、こうした分野において重要な役割を果たす。金融の専門的知見を生かし、行政や教育機関、支援団体と連携しながら、実生活に即した金融リテラシー教育を提供し、多様な大人との関わりを増やすことは、短期的な支援にとどまらない、持続的な貧困対策支援となり得る。

また、多様な職業や価値観をもつ大人と関わることで、想像もできなかった働き方やキャリアの選択肢を具体的にイメージし、将来の進路や夢の幅を広げることが期待される。金融分野に限らず県内の各事業者が、それぞれの分野に関する教育を通じて、子どもたちと継続的に関わることが求

められる。子どもの支援を通じ、より良い社会の構築に貢献することができるほか、業界に興味を持った子どもたちが将来の就業を志すなど、双方にとって良い連鎖を生むことが期待される。

図表 33 母子世帯および若年妊産婦の貧困の解決に向けた具体案

- (1) 児童扶養手当と連動しない制度設計
 - ・通学支援、就学援助、医療費助成などの受給要件見直し
- (2) 住居支援の強化
 - ・住居支援における地域差の是正
 - ・「政策空き家」の柔軟な運用
 - ・企業が従業員への住居整備をしやすいするための支援
- (3) 支援につなげるための取組み
 - ・行政への心理的ハードルの解消
 - ・相談への入り口を柔軟にする工夫
 - ・NPOや支援団体との連携
- (4) 「自己肯定感の欠如」状態への支援
 - ・資格取得を目標とし、手厚い生活サポートも並走して行う支援事業
- (5) 子どもの自己肯定感と社会的接点を育む取組み
 - ・自己肯定感を育む
 - ・多様な大人との関わりの創出 (例) 金融リテラシー教育

出所:りゅうぎん総合研究所

7. おわりに

本レポートでは母子世帯および若年妊産婦の貧困にフォーカスし、貧困が発生する構造的な背景の分析や支援現場へのヒアリングから、現状の課題とその解決に向けた方策等について検討した。

これまで確認したとおり、母子世帯や若年妊産婦らが貧困に陥る背景には、家庭環境や心理状態をはじめとするいくつもの課題が重なり、一人で多数の困難を抱える当事者の実態が明らかとなった。多くの支援者から、「当事者の困難は百人いれば百通りあり、一律的な支援では対応できない」という内容の発言があった。このような当事者へ寄り添った柔軟な支援は、支援団体や支援員の努力により支えられている部分が多い。必要な支援を継続するためにも、支援者側の負担を取り除き、疲弊感を減らすための取組みも並行して行う必要がある。

貧困については、ひとり親、子ども、高齢者など、一見するとその切り口は多岐にわたる。しかしこれらは互いに無関係ではなく、ひとり親世帯の貧困は、当然その子どもにも影響し、さらに十分な貯蓄ができないまま年齢を重ねれば、高齢者の貧困に行き着く。貧困は見えにくい形で特定の層に固定化し、長期にわたり継続、連鎖している問題である。その解決は、関連する多くの課題の解消につながる。

貧困は社会全体で向き合うべき重要な課題であり、行政のみならず県民や事業者が関心をよせ、各々ができることで支え、その解決に向け一体となって進める機運を高めていきたい。

(りゅうぎん総合研究所 研究員 中地 紀咲)